

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。 5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護(要支援)認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護(要支援)の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。 上記事務における申請・届出の受理については、郵送と窓口での受け付けのほか、サービス検索・電子申請機能(※)でも受け付ける。 (※)サービス検索・電子申請機能…地方公共団体のサービスの検索やオンライン申請ができる機能。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する資格の管理、給付、保険料の賦課等を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 介護保険の資格に関する機能 ・取得及び喪失など介護保険者の資格管理 ・住所地特例、介護保険適用除外などの管理 ・住所指定、送付先指定などの住所管理 ・本市に住民登録のない被保険者の登録 ・被保険者証及び受給資格証明書の発行 2 介護保険料の賦課に関する機能 ・賦課情報の照会 ・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行 ・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行 ・減免申請の登録 3 介護保険の認定に関する機能(総合事業含む) ・要介護及び要支援認定の申請登録 ・訪問調査及び主治医意見書等の登録 ・一次判定及び認定審査会関係の登録 ・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行 ・受給者情報の照会 4 介護保険のケアプランに関する機能 ・ケアプランの届出登録 5 介護保険の給付に関する機能 ・各種償還払い申請の登録、支給決定通知書等の発行 ・高額医療合算介護サービス費の登録、支給管理 ・減額及び減免の登録、減額証など関係帳票の発行 ・過誤情報の登録 ・国民健康保険連合会との受給者異動情報又は給付実績情報等の授受 6 宛名システムからの送付先情報の連携機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム）
システム2	
①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム
②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障宛名から連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム）

システム3

①システムの名称	高齢・障がい福祉システム	
②システムの機能	高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務において、次の機能を使用する。 ・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等） ・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会 ・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行 ・受給者情報の照会 ・所得情報を反映する機能（階層再設定）	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他（介護保険システム	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム4

①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 (※)符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 (※)(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、移動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （システム基盤(市中間サーバー)）

システム5	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム …自治体中間サーバーのハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバーのソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)
システム6	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名))

システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム8	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム)

システム9	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (なし)
システム10	
①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム
②システムの機能	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム)

システム11	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)
システム12	
①システムの名称	伝送通信ソフト
②システムの機能	伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。(専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。) 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム13	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。 2 介護保険被保険者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民の負担軽減(証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の68の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	
-	